

陳 情 文 書 表

3 陳情第 68 号

小金井市議会が中央選挙に対し同政選挙の比例復活禁止を
求める意見書の提出を求める。

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 3 年 11 月 8 日
(西暦)

| | | |
|-------|-------|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市本町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 大倉 和彦 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> |
| | 連 絡 先 | () - |

発言を申し出ます。

| | | |
|-----|-------|-------------------|
| 発言者 | 住 所 | 小金井市本町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 大倉 和彦 |
| | 連 絡 先 | () - |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|-----|
| 薄根 主任 | 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| | 受 理 年 月 日 | | 令 和 3 年 11 月 8 日 14:30 | | | | |
| | 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  | |

小金井市議会議長 様

令和3年11月8日

・小金井市議会が中央選挙区対し国政選挙の比例復活禁止を求むる意見書^の提出を求むる附情書

別紙

令和3年10月、衆議院議員選挙小選挙区において小選挙区落選者の
 立候補者^の比例復活して当選人と併る者^の多数ありしは、東京の
 小選挙区^の当選人25人^に対し比例復活の当選人は11人、当選人は36人
 とありしは。したがって小選挙区落選した立候補者が比例復活する
 公職選挙法第95条の2の3項の規定は、明らかに憲法第47条違反となり
 ます。憲法第47条は「選挙区画する事項は法律で之を定める」と規定し、
 之を定めて、公職選挙法が選挙区画する事項を定めておりました。行方すると、
 国政の最高機関たる国会の構成を決定する国政選挙において
 民主主義の基本原理たる多数決原理及び正義と公正の基本原理は
 貫徹されずありしは存りません。若し比例復活は惜敗率^をとら^うと
 へ理屈をこね回して多数決原理に違背し、敗者復活とせしめ、
 民主主義の基本原理に照らして到底許し得ざるものとなりません。
 大学受験は一発勝負です。就職試験は一発勝負です。運動競技は
 一発勝負です。受験も競技も一発勝負だから、緊張感があります。公正な
 勝負はありとなりません。現行の比例復活は、小選挙区^の競^争の緊張感を
 打ち壊し、選挙人の競^争を怠り、多数決原理を侮辱するものとなりません。
 公職選挙法第95条の2の3項の撤廃を不^しと^すは、公職選挙法第
 95条の1項の「小選挙区選出議員の立候補者は、同時に比例代表選出
 の立候補者と併るとはならない」という文言を追加すれば足りるものと
 附情書は、小金井市議会が総務省中央選挙管理委員会に対し、国政選挙
 の小選挙区比例復活の禁止を求むる意見書の提出を求むる附情書
 行方中と申し述べます。以上

小金井市本庁 XXXXXXXXXX
 大倉和彦

陳 情 文 書 表

3 陳情第 69 号

75歳以上医療費窓口負担2割化を中止するよう政府に意見書提出を
 求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 11 月 29 日
 (西暦 2021)

| | | |
|-------|-------|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市前原町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 全日本年金者組合 小金井支部 支部長 長谷川 博道 印 ほか 24 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-----|-------|-------|
| 発言者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 連 絡 先 | () - |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|-------------|-----|-------------------------|-----|-------------|-----|-----|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 3 年 11 月 29 日 10:15 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| 渡辺 | 渡辺 | / | 山浦 | 小林 | 北村 | 鈴木 |

小金井市議会議長 殿

75歳以上医療費窓口負担2割化を中止するよう

政府に意見書提出を求める請願署名 陳情書

貴市議会におかれましては、2021年3月8日「75歳以上の高齢者の医療費窓口負担2倍化を撤回することを求める意見書」を決議されました。私どもはこの意見書議決に大いに励まされ、2倍化法案撤回の運動を進めてきました。しかしながら2021年6月4日参院本会議で、75歳以上医療費窓口負担2割化法案が可決されました。この法律は2022年10月以降実施とされ、年収200万円以上の370万人(後期高齢者医療制度加入者の約20%)が、医療費の窓口2割負担となります。政府は①国、自治体の支出を抑制し、高齢者の負担を増大させ、その口実に現役世代の負担を軽減(実は軽減額月30円)するためとしていること、②負担の増大にともない受診抑制がおき、病気を一層重くしかねないこと、③まず年収200万円以上の人に医療費を2割化することからスタートし、先々年収に関わりなく2割にし、介護保険利用料も2割化し、さらに3割化へと引き上げることを狙っていること。そして、国会の審議なく2割負担の対象者を政令で決められることになっています。すでに公共料金や税が重く暮らしを直撃し、さらに受診を控え、医療、介護の負担、将来の暮らしへの不安が増大しています。本来、政府・自治体は、国民・市民の生命と暮らしを守る役割を果たすための機関ではないでしょうか。ましてコロナ感染拡大のなか、医療の充実に努めるべき時だと思います。実施は、2022年10月以降となっています。実施により受診控えが懸念され後日の重症化リスクが増大し、保険給付増による市財政の圧迫が予測されます。そのような事態を防ぐうえでも、実施を中止する声を大きく広げていきたいと考えています。

よって、小金井市議会議員のみなさんの見識と現場の声と実態を直視していただき以下のことを請願します。

陳情
陳情
【請願項目】

75歳以上医療費窓口負担2割化を中止するよう政府に意見書を提出してください。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |

【呼びかけ団体】

全日本年金者組合小金井支部 支部長 長谷川博道 2021年11月29日

連絡先 小金井市前原町 [redacted] - [redacted] - [redacted]

陳 情 文 書 表

3 陳情第 70 号

.....小金井市の温暖化対策加速に関する陳情書.....

趣 旨 (別紙のとおり)

令和3年11月29日
(西暦2021年)

| | | |
|-------|-------|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 三鷹市井の頭 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 田中 稔 ● ほか 人 |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|--|
| 発 言 者 | 住 所 | 三鷹市井の頭 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 田中 稔 |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | |
|---|---|---|-------------------|---|---|---|---|
| 主任 渡辺 | 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| | 受 理 年 月 日 | | 令 和 3 年 11 月 29 日 | | 15:56 | | |
| | 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| | 渡辺 | 渡辺 | / | 山浦 | 小林 | 北村 | 鈴木 |

令和3年11月29日

(宛先) 小金井市議会議員 殿

三鷹市井の頭

田中 稔

電話

小金井市の温暖化対策加速に関する陳情書

1 陳情要旨

次のような視点を参考にいただき、小金井市の温暖化対策加速を検討してください。

(1) 対策は既にあります。行動変容の起点となる「気候危機の理解」を広める啓発が課題。

「異常気象が増えて将来が不安」と感じる人は増えてきましたが、+1.5°C超過がどういうリスクをもたらすのか、「気候危機」の内容まで知っている人はまだごく少数です。市民や事業者の省エネ再エネ選択行動の原動力となる、気候危機啓発の強化を検討してください。

(2) 市民や事業者が実施できる各種対策に関する情報伝達等の工夫を検討してください。

省エネ家電の経済メリットや高断熱住宅の健康効果、太陽光発電や事業所設備更新の初期費用をゼロで導入できるサービスなどに関する対策情報を、市民や事業者により広く伝達する方法の工夫を検討してください。

(3) 啓発企画づくりや対策普及策の検討を効果的に進めるため、市民団体や事業者、一般市民が広く参加できるような進め方を検討してください。

(4) 環境政策課以外の各課とつながりのある市民団体や事業者にも啓発企画等への参加・協力を呼びかけるなど、全市的なムーブメントづくりを検討してください。

(5) 自然エネルギー100%社会の実現に向け、「消費地」に留まらない取り組みの試行検討を再エネ資源に恵まれた地方自治体等と連携し、景観調和型・地方振興型の再エネ拡大事業（ソーラーシェアリングなど）に市や市民が参加協力し、電力供給を受ける、「適産都消」のモデルづくりへのチャレンジも検討してください。

2 陳情理由

温暖化を+1.5°C未満に留めるための努力が世界で進められています。国も2050年カーボンニュートラルを宣言し、2030年までの温室効果ガス削減目標が▲26%から▲46%（高み▲50%）へと大幅に引き上げられました。温暖化対策は国の施策が大きな役割を果たしますが、地域の市民や事業者の省エネ・再エネ導入行動をさらに促す取り組みの加速も必要です。「地域に既にある人のつながり」という基礎自治体ならではの資源を最大限に活用し、市役所の各部署が主体的に取り組む全市的な取り組みづくりを検討してください。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 71 号

日本政府が核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー
参加することを求める意見書提出を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 11 月 30 日
(西暦)

| | | | | | | |
|-------|-----|--|--|--|--|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市本町 [REDACTED] | | | | |
| | 氏 名 | 原水爆禁止小金井協議会 小林 功 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> | | | | |
| | 連絡先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | |
|-------------|-----|-------|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 連絡先 | () - | | | | |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|-------------|-----|-----|-------------------------|-----|-------------|-----|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | |
| 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 11 月 30 日 12:40 | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| | | / | 山浦 | 小林 | 北村 | 栗本 |

主 任
渡辺

2021年11月30日

(宛先) 小金井市議会議長

原水爆禁止小金井協議会

小金井市本町

小林 正

日本政府が核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書提出を求める陳情書

今年1月22日、国連が採択した核兵器禁止条約が要件を満たし、世界のルールとして正式に発効しました。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発をはじめ、製造、保有、使用、そして使用の威嚇（おどかし）まで、全ての行為を禁止する条約です。

何よりも、この条約によって、核兵器が“どんな場合も禁止されるべき兵器”であることが明確になりました。

発効から1年以内に開催される核兵器禁止条約締約国会議は、来年3月に開催される予定です。この会議は条約の運用とともに、「核軍縮のためのさらなる措置について検討し、必要な場合には決定を行う」としており、核兵器廃絶のためにどう前に進むかを議論し、具体的措置が検討されます。

唯一の戦争被爆国である日本政府には、「核兵器の使用の被害者（被爆者）が受けた又はこれらの者に対してもたらされた容認しがたい苦しみ及び害」を再び繰り返してはならないという、条約にも込められた被爆者の願いを真摯に受け止め、核兵器の使用禁止と廃絶を確実に進展させる責務があります。

ドイツの新しい政権が、会議にはオブザーバーとして参加することが報道されています。また平和首長会議国内加盟都市会議（平和首長会議世界165カ国8054の首長が参加。国内加盟都市会議1734都市加盟）の正副会長である広島、長崎両市長は日本政府に対し、オブザーバー参加を要請されています。

よって、小金井市議会に対し、日本政府が第1回締約国会議に、オブザーバーとして参加し、核兵器廃絶のためのリーダーシップを発揮するとともに、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となるよう政府に対し要請することを求めます。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 12 号

住民投票制度改革に関する

陳情書 (その1)

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 11 月 30 日
(西暦2021)

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------|---|--|--|--|--|--|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] | | | | | |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) | | | | | |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | | |
|-------------|-------|-----------|--|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | | | | | | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) | | | | | |
| | 連 絡 先 | () - | | | | | |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | |
|---|---|-----|---|------|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 | | 11 月 30 日 16:22 | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次長補佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  | / |  | / |  |  |  |

主 任


2021年11月30日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成 [REDACTED]

住民投票制度改革に関する陳情書（その1）

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、
以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、隣市である武蔵野市は、住民投票制度の導入に関して論争となっており、報道も続いています。

小金井市においては、平成20年度に市民参加条例が議員発議で改正され、「投票資格者の13%以上の有効署名で住民投票の実施を求めた場合、市長も議会も実施を拒否できない」という住民投票条項を盛り込みました。

以来、十有余年の歳月が流れましたが、まだこの条項を使つての署名運動も、住民投票の実施の請求も、行われていません。

これは、当初「10%以上」で可決されたものの、市長による再議（拒否権）発動で可決が無効になり、最終的に「13%以上」となったことと無縁ではないと思います。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

市民参加条例の住民投票条項の「13%以上」条項を「10%以上」に改正し、住民投票実施請求のハードルを下げてください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 13 号

住民投票制度改革に関する

陳情書 (その2)

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 11 月 30 日
(西暦2021)

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 発 言 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) |
| | 連 絡 先 | () - |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|--|---|---|-----|-----|
| | 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| | 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 11 月 30 日 16:22 | | | | |
| | 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 補 佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| 主 任 |  |  |  |  |  |  | | |

2021年11月30日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成 [REDACTED]

住民投票制度改革に関する陳情書（その2）

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、
以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、隣市である武蔵野市は、住民投票制度の導入に関して論争となっており、報道も続いています。

小金井市においては、平成20年度に市民参加条例が議員発議で改正され、「投票資格者の13%以上の有効署名で住民投票の実施を求めた場合、市長も議会も実施を拒否できない」という住民投票条項を盛り込みました。

その際、住民投票の結果に対して、市長と議会が尊重義務を負うのは、「選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたとき」とされました。

市長選や市議選の投票率が40%前後で推移している現状において、「投票資格者総数の3分の1以上」を求めることは、現実離れしていると断じざるをえません。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

市民参加条例の住民投票条項の「3分の1以上」条項を見直し、有効投票総数の過半数にするなどして、ハードルを下げてください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 74 号

住民投票制度改革に関する

陳情書 (その3)

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 11 月 30 日
(西暦2021)

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 発 言 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) |
| | 連 絡 先 | () - |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | |
|---|---|-----|---|---------|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 11 月 30 日 16:22 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 補 佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  | / |  | / |  |  |  |

主 任


2021年11月30日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

住民投票制度改革に関する陳情書（その3）

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、
以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、隣市である武蔵野市は、住民投票制度の導入に関して論争となっており、報道も続いています。

小金井市においては、平成20年度に市民参加条例が議員発議で改正され、「投票資格者の13%以上の有効署名で住民投票の実施を求めた場合、市長も議会も実施を拒否できない」という住民投票条項を盛り込みました。

その際、外国人については、「永住外国人」のみを投票資格者とすることにして、全会一致で可決された経緯があります。

日本国憲法は主権者を「国民」に限定しており、国籍を有しない外国人を参政権分野で「国民」と同等に扱う場合、政治的意思形成や公権力の行使に直結せぬよう、慎重な判断が求められます。その点、現行の小金井市の制度設計は、永住外国人に住民投票参加の道を拓く一方、一定の慎重な線引きを試みており、現時点での到達点として積極的に評価できると考えております。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

投票資格者とする外国人の範囲は、現在の「永住外国人」規定を変えず、堅持してください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 75 号

.....
 小金井市の都市計画に関して議会として監査請求等を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 11 月 30 日
 (西暦2021)

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 発 言 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) |
| | 連 絡 先 | () - |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | | |
|----------|---|---|---|--|---|---|-----|-----|
| | 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| | 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 11 月 30 日 16:22 | | | | |
| | 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次長補佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| 主任 渡辺 |  |  |  |  |  |  | | |

2021年11月30日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

小金井市の都市計画に関して 議会として監査請求等を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、
以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、11月29日の本会議で、市議会は、小金井市の都市計画の決定手続きに係る陳情書5件を、いずれも反対多数で不採択としました。

5件の陳情書は、建設環境委員会に付託して審査が行われました。委員長報告への質疑で、審査の過程において、都市計画決定主体の建設省（現・国土交通省）への問い合わせも、市の顧問弁護士への問い合わせも行っていないことが判明しました。

小金井市議会基本条例は、請願書や陳情書を「誠実に審査」することを求めています。果たしてそのような審査が「誠実」と言えるのでしょうか。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 本件に関して、市議会として監査請求を行い、小金井市監査委員の見解を明らかにしてください。
- 2 本件に関する小金井市顧問弁護士の見解を明らかにしてください。

以上

追記 本陳情書は、議会運営委員会または総務企画委員会に付託をお願いいたします。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 76 号

.....小金井市の都市計画に関して国土交通省の見解を照会し公表すること等を求める.....

.....陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)






令和 年 11 月 30 日
(西暦2021)

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 発 言 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) |
| | 連 絡 先 | () - |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | | |
|--------------|---|---|-----|-------------------------|---|---|---|-----|
| | 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| | 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 11 月 30 日 16:22 | | | | |
| | 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次長補佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| 主任 渡辺 |  |  | 山浦 | 小林 |  |  |  | |

2021年11月30日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

小金井市の都市計画に関して国土交通省の見解を照会し 公表すること等を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、
以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、11月29日の本会議で、市議会は、小金井市の都市計画の決定手続きに係る陳情書5件を、いずれも反対多数で不採択としました。

5件の陳情書は、建設環境委員会に付託して審査が行われました。委員長報告への質疑で、審査の過程において、都市計画決定主体の建設省（現・国土交通省）への問い合わせも、市の顧問弁護士への問い合わせも行っていないことが判明しました。

小金井市議会基本条例は、請願書や陳情書を「誠実に審査」することを求めています。果たしてそのような審査が「誠実」と言えるのでしょうか。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

本件に関して、都市計画決定主体の建設省（現・国土交通省）の見解を照会して、市民に公表してください。

以上

追記 本陳情書は、建設環境委員会に付託をお願いいたします。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 97 号

日本大学事件と小金井市新庁舎の設計会社との関係等について市報や市HPでの説明を
求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)






令和 年 11 月 30 日
(西暦2021)

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 発 言 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) |
| | 連 絡 先 | () - |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | | |
|--|-------------|---|---|-------------------------|---------|--|---|---|
| | 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| | 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 11 月 30 日 16:22 | | | | |
| | 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 補 佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| | 主任 渡辺 |  |  | 山浦 | |  |  |  |

2021年11月30日

小金井市議会議員 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高本章成

日本大学事件と小金井市新庁舎の設計会社との関係等 について市報や市HPでの説明を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、
以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、逮捕者が相次いでいる日本大学事件は、本来であれば小金井市政とは何ら関係のない事件です。しかし、報道を見て驚いたのですが、日本大学事件のうち「日大板橋病院」の事案に関しては、現在、小金井市新庁舎の設計を発注している設計会社の固有名詞が、一連の資金の流れの中に出てきています。

まだ事件の全容は解明されていませんが、当該設計会社が直接または間接に不法な行為や不当な行為に関わっていたのかいないのか、市はしかるべく聞き取り調査などを行い、市民に説明すべきではないでしょうか。報道がなされている以上、コンプライアンスの観点からも、当然の措置だと考えます。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 市長に対して、本件に関して、当該設計会社に聞き取り調査を行い、市報及び市HPで内容を公表するよう求めてください。
- 2 市長による調査が不十分だと判断される場合、本陳情書が付託された委員会に、当該設計会社を参考人として招致し、事実関係を解明してください。

以上